

第 4 1 3 回
令和 4 年度第 4 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 4 年 8 月 8 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和4年8月8日(月)13:59~15:21

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員
労働者委員 大磯委員、金子委員、布施委員、山田委員、和田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 友藤労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、
川村賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金専門部会の審議報告について
- (2) 北海道最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の諮問について
- (5) その他

5 議事内容

- (1) 亀野会長より本日の議事録署名委員が指名された。
- (2) 事務局より中央最低賃金審議会の目安答申の伝達を行った。
- (3) 事務局より北海道最低賃金専門部会の審議結果に係る専門部会報告文を朗読した。委員からは意見がなかった。
- (4) その後、北海道最低賃金は現行の金額より31円引き上げて、1時間920円とする旨の提案がなされ、意見等なく採決となり、結果、賛成多数により当該提案内容が北海道地方最低賃金審議会の意見とされた。

○亀野会長

ただいまから、北海道労働局長に本審議会の意見を答申いたします。
それでは、局長から挨拶があると伺っております。
局長、よろしくをお願いします。

○友藤労働局長

委員の皆様方には、大変多忙の中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、答申の作成に当たりましてお時間をかなり頂戴することになりまして、この場を借りましておわび申し上げます。

ただいま北海道地方最低賃金審議会の亀野会長から、北海道最低賃金の改正決定につきましては31円引き上げて1時間920円とするという内容の答申をいただきました。

7月1日に諮問をさせていただいた後、1か月以上にわたりまして、多忙な中、慎重かつ集中的に調査審議をしていただいたことにつきまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中にありまして、非常に難しい判断をいただいたものと考えております。

いただきました答申を尊重いたしまして、必要な事務手続を進めてまいります。

本年度におきましても、改正後の北海道最低賃金の周知徹底、履行確保につきましては万全を期してまいり所存でございます。

また、答申にございました中小企業・小規模事業者への支援策につきましては真摯に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、今後も引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、お礼の挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○亀野会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から北海道最低賃金の改正決定に関する今後の事務手続等について説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から、今後の日程をご説明いたします。

本日答申をいただきましたので、本日付で審議会答申の要旨を公示いたします。公示期間を15日間設定させていただきます。そして、8月23日を異議申出の締切りとさせていただきますと思います。

異議の申出があった場合は、本審議会を開催して審議することとなります。

異議がございました場合には、8月24日・水曜日、異議申出に関する審議のための本審を開催いたしたいと考えております。8月24日の本審につきましては、午前中に開催したいと考えております。

なお、会場は、本日と同じ札幌第一合同庁舎2階講堂となります。

詳細は、後日連絡いたします。

以上です。

○亀野会長

今の説明によりますと、8月23日の火曜日までに異議の申出があった場合は、8月24日の水曜日午前中に本審議会を開催して、異議申出について意見を求めら

れることとなっておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。
なお、異議申出に関して開催する本審については公開としております。
よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

次に、最低賃金審議会令第6条第7項に「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

そこで、最低賃金専門部会の任務は本日の答申をもって一応終了といたしますが、今後、異議の申出があれば、その処理が完了した時点で専門部会を廃止するということを決議したいと思えます。

それでよろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

異議なしということで、それでは、そのように決定いたします。

専門部会の皆様は、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります。

議事(3) 特定最低賃金の改正決定に係る必要性の有無についてでございます。

この件につきましては、第3回の本審議会におきまして、委員の皆様にご意見をお伺いし、できれば採決したいということを説明させていただきました。

これについて、ご意見やご発言ございますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、特定最低賃金(4業種)の改正決定に係る必要性の有無について採決を行います。

よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、特定最低賃金(4業種)の改正決定に係る必要性ありに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

事務局、確認してください。

○横溝賃金室長

必要性あり賛成委員 13 名でございます。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

それでは、特定最低賃金（4 業種）の改正決定に係る必要性ありということをして全会一致で認めます。

事務局から答申文（案）を配付の上、これも読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

それでは、配付が終了いたしましたので、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

案 1

日付 令和 4 年 8 月 8 日

発信者 北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳

宛名 北海道労働局長 友藤智朗

表題 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

2 枚目。

案 2

令和 4 年 8 月 8 日

発信者と宛名は同様ですので、省略させていただきます。

表題 北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 28 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

3 枚目。

案 3

令和4年8月8日

発信者・宛名は同様ですので、省略させていただきます。

表題 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

案4、4枚目です。

令和4年8月8日

発信者・宛名は同様ですので、省略させていただきます。

表題 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月28日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの答申文案のとおり北海道労働局長へ答申することで、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

それでは、全会一致で答申文案が了承されたものとして、これより答申いたします。

それでは、議題（4）特定最低賃金の改正決定の諮問でございます。

北海道労働局長から、特定最低賃金（4業種）の改正決定の諮問がなされると伺

っております。

それでは、事務局は諮問文を読み上げてください。

○龍瀧室長補佐

諮問文を読み上げます。

番号 北労発基0808第1号

令和4年8月8日

発信者 北海道労働局長 友藤智朗

宛名 北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳 殿

表題 最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第4号）
- ・北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第2号）
- ・北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第3号）
- ・北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第5号）

以上です。

○亀野会長

ただいま北海道労働局長より、4業種の特定最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

局長よりご挨拶があると伺っております。

よろしく申し上げます。

○友藤労働局長

本日、北海道地方最低賃金審議会の亀野会長より、4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、改正決定をすることを必要と認めるとの答申をいただきました。このため、4業種の特定最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただきますところでございます。

委員の皆様方には、地域別最低賃金に引き続き本特定最低賃金の改正決定についてご審議をお願いすることになります。引き続きよろしくお願ひいたします。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

委員の皆様には、改正決定に向けてご協力をお願いいたします。

次に、特定最低賃金の4業種ごとに専門部会を設置する必要がありますので、今後の日程等について事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から、今後の日程等について説明いたします。

産業別(4業種)の専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項の規定によりまして、9名以内で構成することとなっております。従来のおり、公労使それぞれ3名ずつ、計9名で構成したいと考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日8月8日付で行います。公示期間を21日間置きまして、締切りを8月29日・月曜日とさせていただきます。締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めてまいりたいと思っております。

また、特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示につきましても本日8月8日に公示いたしまして、公示期間を15日間とさせていただきます。そして、8月23日・火曜日を締切日とさせていただきたいと考えております。

提出されたご意見につきましては、その後開催する各産業別の専門部会に報告させていただきます。

特定最低賃金の改正決定の発効日につきまして、12月1日を目指しますと、10月5日・水曜日が答申の期限となります。

第1回目の産業別の専門部会につきましては、4業種合同で開催できればと考えております。開催日時につきましては、現時点では9月上旬に開催したいと考えております。

そして、2回目以降の開催日につきましては第1回目の合同専門部会で決めていただきたいと思いますと考えております。

今後の日程につきましては、以上でございます。

○亀野会長

今の説明で、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。

それでは、事務局はそのとおり手続を進めてください。日程についてもよろしく
お願いいたします。

次に、2つのことをここであらかじめ決議しておきたいと思います。

1つ目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会において全会一致で改定金額が議決された場合には、最低賃金審議会令第6条第5項により、専門部会の議決を本審議会の議決とするということです。

ただし、全会一致で議決されなかった場合には、本審議会を開催して議決する必要があるとございます。

2つ目は、設置される4業種の特定最低賃金専門部会が、それぞれ北海道労働局長に対して答申を行った後、最低賃金審議会令第6条第7項により、異議申出等期限が満了した段階で廃止することとございます。

この2点について、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長

異議なしということで、そのように決定させていただきます。

4業種とも効率的に審議ができますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、「その他」でございますが、何かございますでしょうか。

よろしいですか。

ご意見がないようでしたら、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

特に専門部会の皆様には、7月1日に諮問されて以降、本日まで長期間にわたり真摯に議論を尽くしていただいたことに改めて感謝申し上げます。

ありがとうございました。